

平成二十二年十一月九日受領
答弁第一一六号

内閣衆質一七六第一一六号

平成二十二年十一月九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁による容疑者等への家宅搜索に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出檢察庁による容疑者等への家宅搜索に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「家宅搜索」については、法令上の用語ではないが、例えば、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二条第一項において、裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所につき、搜索をすることが規定されており、また、同法第二百十八条第一項において、檢察官等は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により搜索等を行うことができることが規定されている。

二から九までについて

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えたい。